

2018.12.03

CSR・ERM トピックス <2018 年度第 9 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレートガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2018 年 10 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<ESG 投資>

○年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が「Climate Action 100+」に参加

（参考情報：2018 年 10 月 9 日付 GPIF HP）

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は 10 月 9 日、気候変動分野の機関投資家イニシアチブ「Climate Action 100+」に参加したと発表した。同イニシアチブには現在、合計 32 兆米ドルを運用する 310 の機関投資家が参加している。

同イニシアチブは温室効果ガスの排出量の多い企業に対して、①気候変動リスク・機会をモニタリングし、経営層としての説明責任を果たすガバナンス体制の構築 ②パリ協定で国際合意に達した 2℃目標へのコミットメント ③金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD*）の報告に沿った情報開示の向上——の 3 点を求めるエンゲージメント（直接対話）を行う。

エンゲージメントの対象となっている企業は先進国、新興国双方の電力、エネルギー、航空、化学、自動車企業が多く、日本企業は 10 社が含まれている。同イニシアチブは毎年対象企業の進捗状況をモニタリングし、調査結果報告書を公表している。モニタリングの結果、十分に対策が進んでいると判断された企業はエンゲージメントの対象から外される。

* TCFD

投資家や貸し手が重要な気候変動関連リスクを理解する上で有用となる、任意かつ一貫性のある開示の枠組みを策定することを目的として、金融安定理事会が 2015 年 12 月に設置した民間主導のタスクフォース。

<情報セキュリティ>

○IPA がセキュリティリスク分析ガイドを改定、工数の 2～3 割減が可能に

（参考情報：2018 年 10 月 15 日付 経済産業省 HP）

情報処理推進機構（IPA）は 10 月 15 日、「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド 第 2 版」を公開した。

同ガイドは組織の重要インフラや産業システムの制御システムの脅威に対するセキュリティを向上させるため、事業者がリスク分析を実施する手順を示したものの。初版のリスクアセスメント手法（資産・事業被害両ベースのリスク分析）を見直した結果、作業工数の 2～3 割程度の削減が可能という。同時に、利用者がより理解しやすいようリスク分析の基本事項についての説明を拡充した。

第2版では、初版から主に下記の2点を変更・簡略化することでリスク分析の工数を削減した。

①資産のグループ化

- ・ 一時的にのみ稼働する資産を分析対象から除外
- ・ 資産を「ネットワーク資産」「情報系資産」「制御系資産」の3つに分類。同一または類似の機能ごとにグループ化した上で、グループ単位で分析する
(例：情報系資産に「監視端末1」「監視端末2」「監視端末3」の3つがあった場合、同一の「監視端末」グループと見なす)

②優先分析対象の設定（下記条件に該当するケースを分析対象にする）

- ・ リスク顕在化で事業に生じる被害・影響が大きいシナリオ（例：供給停止など）
- ・ 上記の被害・影響が外部からの侵入で発生する場合、侵入の危険度合（発生可能性と脆弱性から算定）が高いルート

<生物多様性>

○経団連が生物多様性宣言などを改定、「経営トップ」の責任明確化などを追加

（参考情報：2018年10月16日付 経団連 HP）

経団連は10月16日、「経団連生物多様性宣言・行動指針」の改定版を公表した。

それによると、今回の改定は、①生物多様性や自然との共生に資する経営の責任の所在を明確化 ②企業が生物多様性の保全に配慮すべき範囲を、旧版の「横」（国境を越えた取り組み）に加えて、「縦」（自社グループおよびサプライチェーン）に拡大 ③自然共生・低炭素・循環型の3つの社会の実現への貢献を事業活動に統合した「環境統合型経営」の推進——の3点がポイント。

それらを反映し、冒頭で「生物多様性と自らの事業活動等との関係把握に努めた上で、企業経営を行う」主体を「経営トップ」と明記したほか、旧版で使用していた「生物多様性への配慮」の表現を「生物多様性に関する行動の重要性を認識」に置き換え、「生物多様性の保全」のため実効性のある行動を企業に求める文言に変更した。

経団連生物多様性宣言・行動指針は、2009年に制定。その後の持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定などの採択（いずれも2015年）を受け、今回の改定でそれらの趣旨を反映した。なお、同行動指針の解説や実践の留意点を記載した「手引き」も、今回併せて改定した。

<コーポレートガバナンス>

○法務省が社外取締役の選任義務化を含む改正会社法要綱案（仮案）を公表

（参考情報：2018年10月25日付 法務省 HP）

法務省は10月25日、会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）を公表した。今回初めて社外取締役選任を義務化する方向性が示された。「監査役会設置会社（そのうち公開会社かつ大会社）」で、かつ「金融商品取引法に基づき発行する株式について有価証券報告書の提出義務のある会社」が適用対象になる見込み。

社外取締役の選任義務化は、これまで法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で賛否が分かれており、導入を懸念する声もあった。例えば、社外取締役欠員に伴う取締役会決議への影響を回避するため、事実上補欠または複数の社外取締役の選任が必要で、企業の負担が大きいと指摘されてきた。これについて同省は、欠員が生じても取締役会決議の効力に直ちには影響しないと判断した（※）。

なお、同要綱案には、上記以外に、▽取締役会議長の機能強化 ▽指名委員会・報酬委員会の活用 ▽社外取締役の活用 ▽相談役・顧問に関する情報発信 ▽株主総会手続の合理化（株主総会資料の電子提供、株主提案権の濫用的な行使の制限など） ▽取締役等への適切なインセンティブの付与 ▽社外取締役の活用等 ▽社債の管理 ▽自社株式等を対価とする TOB——など企業での検討が有益と考えられるテーマが盛り込まれている。

同省は、2019 年中にも会社法改正案を国会に提出する予定で、それに向け同要綱案を引き続き法制審議会で議論する。

※ 法制審議会の具体的な見解は以下のとおり。

- ・仮に、会社法において社外取締役を置くことが義務付けられた場合であっても、社外取締役に欠員が生じたことが、直ちに取締役会決議の効力に影響すると考える必要はなく、社外取締役は取締役会の構成員の一人であって、これを特別扱いして、社外取締役を欠くときに有効に取締役会の決議をすることができないとまで考える必要はない。
- ・指名委員会等設置会社と異なり、「上場会社等は、社外取締役を置かなければならない」という定め方をすることを想定しており、このような定め方であれば、取締役会の決議要件との関係においては社外取締役を特別扱いせず、社外取締役を欠いている場合であっても、直ちに有効に取締役会の決議をすることができないこととなるものではないと整理することができる。

海外トピックス：2018 年 10 月に公開された海外の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<環境>

○全魚介類商品の原産地・漁法等を可視化したツールをマークス&スペンサーが公開

（参考情報：2018 年 10 月 9 日付 マークス&スペンサー社 HP）

英小売大手マークス&スペンサーは 10 月 9 日、店舗で販売している全魚介類の原産地・漁法等を可視化したツールをホームページ上に開設した*。天然漁獲・養殖の双方が対象となる。このようなツールの公開は、小売大手の中でも初めての取組みとなる。

ツールでは、取り扱う全 47 品目について、29 カ国 71 漁業・養殖事業者を消費者やステークホルダー向けに開示している。同社は消費者の責任ある漁業への関心の高さに配慮して、魚介類がどこから来て、どのように捕獲されるかについての情報を共有するためにこのようなツールを開発した。天然魚介類については、原産国、漁法、取得済の認証、未認証品の場合は取組み中の改善策も開示している。また、養殖魚介類では、養殖池（国と地域）、養殖手法、認証取得状況等を開示している。これまでに、同社は牛肉や酪農品、羊毛などの原産国をホームページ上に開示するマップを公開しており、今回漁業に関してもツールを開発した。

ESG に関する課題として、気候変動や森林伐採などに次いで、水産資源についても注目が高まっている。一方で日本では、水産業界におけるステークホルダーへの情報開示はまだ十分に進んでいない。今後日本でも投資家からの要請や消費者意識の変化が起こる可能性を考えれば、このような事例は、国内の水産業に関わる企業にとって参考になる取組みである。

*ツールへのアクセス

<https://interactivemap.marksandspencer.com/?sectionPID=5b55ade1c6fe1b7a005067aa>

<環境>

○環境省がプラスチック資源循環戦略案を公表

(参考情報：2018年10月19日付 環境省 HP)

環境省は10月19日に開催された中央環境審議会小委員会において、「プラスチック資源循環戦略」の素案を提示した。戦略には、以下のような目標が含まれている。

- 2030年までに、使い捨てプラスチック（容器包装など）を累積で25%削減する。
- 2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリサイクルまたはリユースする。
- 2035年までにすべての使用済プラスチックについて、熱回収を含めて100%有効活用する。
- バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入する。
- 中小企業などの状況を踏まえながら、レジ袋の有料義務化を通じて消費者のライフスタイルの変更を促す。

同戦略の背景として、海洋プラスチック問題や資源制約に対応するために、プラスチック使用量を削減するための政策が、世界的に加速していることが挙げられる。例えば2018年6月9日には、G7サミットにおいて、日本と米国を除く5カ国が、EUとともに海洋プラスチック憲章に署名している。また欧州議会は、2018年10月24日に海洋プラスチック対策として、2021年から使い捨てのストロー、食器などのプラスチック製品の流通を禁止する法案を可決した。代替製品のないプラスチックについても、2025年までに少なくとも25%削減するとしている。

環境省の戦略素案では、日本はプラスチックの有効利用率が84%と謳っているが、実際のところ熱回収を除いたリサイクルは2割強に過ぎず、国内でも戦略に従って循環型社会のあり方を見直す余地は大きいと考えられる。

<人権>

○国際人権組織 ETI が、現代奴隷法が求める声明のフレームワークツールを公表

(参考情報：2018年10月29日付 同団体 HP)

国際人権組織の「倫理的な取引のためのイニシアチブ」(Ethical Trading Initiative、ETI)は10月29日、現代奴隷法が企業に求める「声明」を作成するためのフレームワークツールを公表した。

本ツールは、企業などが同法の要求に従って「声明」を策定する際に、法が指定する項目ごとに盛り込むべきポイントをまとめたもの。企業などが、ツールに従って記載内容を決めることで、法律の趣旨により即した声明の作成が期待できる。

現代奴隷法は、就労環境や人身取引など労働者の奴隷的な取り扱いを根絶する目的で、英国やオランダなどで制定されている。各国内で活動し、一定規模以上の売上げのある企業が対象で、ウェブサイト上での奴隷労働や人身取引を防止する方針や取組内容など盛り込んだ「声明」の公開を要請している。しかし、その内容については、以下の6項目を含むことを求めるのみで内容の具体的基準などは提示されていない。

これは、企業が開示すべき内容やレベルは時代により要求水準が変化するという考えが根底にあることが理由。その点で、企業は、今回 ETI が公表したツールを開示の十分性を確認するためのベンチマークとして活用できる。

項目		主なポイント
1	体制 (組織の構造と事業内容及びサプライチェーン)	・事業内容（事業の構造、サプライチェーン等を含む）の説明 ・現代奴隷の対策に関する責任者の明示 ・自社として把握していない内容（例：孫請け会社の名称など）の明示
2	方針 (奴隷と人身取引に関連する方針)	・現代奴隷に関連する方針等のリストの開示 ・現代奴隷に関する方針の発展計画 ・これらの方針がどのように周知されているか
3	デューデリジェンスのプロセス (事業とサプライチェーンにおける「奴隷と人身取引」に関連する一連の取組プロセス)	・最も重大で顕著なリスクの特定 ・リスクアセスメントの方針および方法の概略の開示
4	リスクの評価と管理 (事業とサプライチェーンのどこに奴隷と人身取引のリスクがあるかの特定、またそのリスクの評価、管理のための手順)	・デューデリジェンスの方針および方法の開示 ・人権に関する影響評価の結果 ・優先対応リスクへの対応計画
5	パフォーマンス指標 (奴隷労働と人身取引が業務とサプライチェーン上で起こっていないことを確認する方法の有効性と、その行動の評価指標による測定)	・現状のビジネスモデルや KPI 等の公表 ・現代奴隷等の原因となる可能性のある業務の特定
6	研修 (奴隷と人身取引に関する研修の実施)	・既存の研修体系等の公表 ・適切な現代奴隷に関する研修イニシアチブを開発し、展開するための計画

* ETI は、基本労働規範（Base code of labour practice）の実践を通して、グローバル規模でサプライチェーンにおける従業員の就労環境や労働条件を改善することを主な目的にした国際人権組織。GAP、H&M、バーバリー・グループ、マークス&スペンサー、テスコ、モリソンズなどの民間企業のほか、業界団体やオックスファム、セーブ・ザ・チルドレンなどの国際 NGO が加盟している。

Q&A：CSR・ERM等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

金融庁が「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表しました。その中で、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に係る記載上の注意が変更されました。変更の内容や背景などを教えてください。

Answer

1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案

金融庁が今年 11 月 2 日に公表した「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案（以下「改正案」という）では、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に係る記載上の注意が、以下のように変更されました。

＜「企業内容等の開示に関する内閣府令」の「事業等のリスク」記載上の注意の新旧対照表＞

現状	改正案
届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。	届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう）について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載すること。

（出典：金融庁 HP 「『企業内容等の開示に関する内閣府令』の改正案について」）

改正案は、企業のリスク開示について次の 3 点を求めていることが読み取れます。

- ①一般的なリスクの羅列とならないよう、経営者が重要だと認識しているものに限定する。
- ②リスクの重要性と、経営方針・経営戦略等との関連性が分かるように記載する。
- ③リスク顕在化の可能性の程度や時期、影響の内容、対策状況などを具体化する。

企業は、リスク情報の開示において、投資家の投資判断に必要な情報提供の充実を今まで以上に意識し、具体的で分かりやすい記載が求められます。

改正案は、パブリックコメント（12 月 3 日まで）を経て、2020 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度の有価証券報告書等から適用される予定です*。

2. 改正案が公表された背景

日本企業のリスク情報の開示には、次のような課題が指摘されていました。

- ・一般的なリスクの羅列となっている
- ・外部環境の変化にかかわらず、数年間記載に変化がない例が多い
- ・経営戦略や MD&A**とリスクの関係が明確でなく、投資判断に影響を与えるリスクが読み取りにくい

このような課題などを踏まえ、金融庁は、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」を立ち上げ、17年12月から、計8回にわたり、企業情報の開示・提供のあり方について検討および審議を行ってきました。その結果、今年6月に公表された「ディスクロージャーワーキング・グループ報告―資本市場における好循環の実現に向けて―」の中で、リスク情報の開示について「経営者視点からみたリスクの重要度の順に、発生可能性や時期・事業に与える影響・リスクへの対応策等を含め、企業固有の事情に応じたより実効的なリスク情報の開示を促していく必要がある」との方向性が示され、これが改正案の主眼になりました。

3. 改正案が参考にした英国の制度

改正案のコンセプトは、英国の開示実務に倣ったものです。同国の会社法は、企業にアニュアルレポートの一部として「戦略報告書」の作成を義務づけており、14年に財務報告評議会（FRC）がその作成のためのガイダンスを公表しています。ガイダンスは、開示するリスクや不確実性を経営陣が重要と考えるものに限定することや、投資家がリスクの影響を評価しやすい説明などを求めています。今回の改正案は、その内容を反映しています。また、FRCは、企業の情報開示レベルの向上を促すため好事例***を提示しており、日本でも同様の制度が導入される可能性があります。

4. 企業の改正案への対応のポイント

今回の改正案の適用を見越して、企業が対応していくために留意すべきポイントを以下のとおり提示します。

(1) リスクアセスメント結果の活用

多くの企業では、全社リスク管理の取り組みにおいて、リスクアセスメントを実施して重要リスクを特定しています。改正案が「事業等のリスク」で記載を求めるリスクとは、まさにリスクアセスメントのプロセスを経て選定されたリスクです。両者をリンクさせることで、企業はリスク管理取り組みの成果を有効活用できる一方、投資家はより実態に即した投資判断に資する情報を把握できます。リスクアセスメント結果を有効活用することへの要請はますます強くなることが予想されます。

(2) リスクアセスメント手法の検証

前述のように、改正案ではリスク情報の重要性や経営方針・経営戦略等との関連性、リスクの可能性の程度や時期、影響の内容、対策状況などについて、投資家にとって分かりやすく記載するように求めています。現状のリスクアセスメント手法が、改正案の要求内容を満たすことができるか検証し、必要に応じて修正することが必要です。

(3) 他社好事例の積極的な取り入れと投資家との建設的な対話の推進

改正案が参考にした英国が好事例の提示を制度に組み込んでいるように、情報開示レベルの向上には他社の好事例を参考にすることは有益です。自社の開示リスクやその記載内容などを決め

る際に、国内外企業の好事例を参考にすることを推奨します。

また、情報開示の実効性を高める点で、投資家との建設的な対話を深める努力は不可欠です。例えば、金融庁が今年 6 月に公表した「投資家と企業の対話ガイドライン」などを参考に、中長期的な企業価値の向上を目指した情報開示を実践することが求められます。

* 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の適用開始時期

役員の報酬や政策保有株式に関する改正部分は、2019 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用。

** MD&A

Management's Discussion and Analysis の略で、経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析。

*** 英国で好事例に挙げた企業の開示内容

BT グループ : <https://www.btplc.com/Sharesandperformance/Annualreportandreview/2018summary/>

Rolls-Royce : <https://www.rolls-royce.com/investors/annual-report-archive/annual-reports.aspx>

参考文献・資料等

- 1) 金融庁 HP 「『企業内容等の開示に関する内閣府令』の改正案について」「別紙 1」(2018 年 11 月 2 日)
- 2) 金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ー資本市場における好循環の実現に向けてー」(2018 年 6 月 28 日)
- 3) 金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(平成 29 年度)「会議資料 第 1 ～ 8 回」

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（環境・CSRグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・ リスクマネジメント体制構築
 - ・ 企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2018